

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 5月20日

月 曜 日

号 外

目 次

告 示

○富山県住みよい家づくり資金融資制度要綱の一部改正

1

告 示

富山県告示第254号

富山県住みよい家づくり資金融資制度要綱の一部改正について

富山県住みよい家づくり資金融資制度要綱（昭和57年富山県告示第 419号）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

第 5 条 中 2 項 中 「 3 倍 」 を 「 2. 5 倍 」 に 改 め る 。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条 関 係）

融資対象者	融資対象経費	融資条件等				
		融資限度額	融資利率	償還期間	償還方法	保証人及び担保
1 次の各号のいずれかに該当する者であって、その年収（知事が別に定める年収をいう。以下同じ。）	(1) 個人住宅の新築、購入に要する経費 (2) 個人住宅の改良（居住の用に供する部分	500万円以内	年1.70パーセント	15年以内（据置期間を含む。）	取扱金	取扱金
					融機関の定め	融機関の定め
					る割賦	るところ
					償還に	るによ

<p>がこの要綱による融資資金の償還年額とその他の借入の償還年額を合計した額のおおむね 4 倍以上あり、償還が確実に認められる者</p> <p>(1) 本人又は配偶者の父母のうち 1 人以上の者及び 23 歳未満の 1 人以上の子と現に同居し、又は同居しようとする者</p> <p>(2) 本人又は配偶者の 1 人以上の子及び 23 歳未満の 1 人以上の孫と現に同居し、又は同居しようとする者</p> <p>(3) 高校生以下の 2 人以上の子又は 23 歳未満の 3 人以上の子と現に同居し、又は同居しようとする者</p> <p>(4) 県内に転入する予定の者（借入の申込みの日まで引</p>	<p>の改良に限る。)に要する経費</p>				よる。	る。
--	-----------------------	--	--	--	-----	----

<p>き続き 1 年以上県外に住所を有している者に限る。) 又はその者と同居しようとする者</p> <p>(5) 県内に転入した者(当該転入の日まで引き続き 1 年以上県外に住所を有していた者に限る。以下同じ。)で当該転入の日から 1 年以内の者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする者</p> <p>(6) 県内に転入した者で県内市町村の定住に係る住宅取得補助金等を受ける者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする者</p>						
<p>2 年収がこの要綱による融資資金の償還年額とその他の借入の償還年額を合計した額のおおむね 4 倍</p>	<p>1) 個人住宅の耐震リフォーム(付表 2 の木造住宅耐震リフォーム基準を満たすものに限る。)を伴う</p>	<p>500 万円以内</p>	<p>年 1.70 パーセント</p>	<p>15 年以内(据置期間を含む。)</p>	<p>取扱金の定め</p>	<p>取扱金の定めるところによる</p>

以上あり、償還が確 実と認められる者	改良に要する経費				よる。	る。
	(2) 個人住宅のバリア フリーリフォーム (付表 1 のバリアフ リーリフォーム基準 を満たすものに限る。) を伴う改良に要する 経費	500万 円以内	年1.90 パーセ ント	15年以 内(据 置期間 を含む。)	取扱金 の定め る割賦 償還に よる。	取扱金 の定め るとこ ろによ る。
	(3) 個人住宅(附属建 築物を含む。)のア スベスト除去等又は 吹付けアスベスト等 が施工されている個 人住宅の付属建築物 の解体、撤去を伴う 改良等に要する経費					
	(4) 個人住宅の太陽光 発電システムの設置 を伴う改良に要する 経費					
	(5) 個人住宅の省エネ リフォーム(付表 3 の省エネルギーフォー ム基準を満たすもの に限る。)を伴う改良 に要する経費					

様式第 1 号中

1 三世同居	2 多子同居	1 新築	2 購入
		3 改良	
3 バリアフリー	4 耐震		
5 アスベスト	6 太陽光発電	改良のみ	
7 省エネ			

を、

1 三世同居	2 多子同居	1 新築	2 購入
3 県外からの定住世帯		3 改良	
4 バリアフリー	5 耐震		
6 アスベスト	7 太陽光発電	改良のみ	
8 省エネ			

に改め、同様式備考 3(1)中「多子同居の場合」を「多子同居、県外からの定住世帯のみ）、戸籍の符票（県外からの定住世帯）」に改め、同様式備考 3(6)の次に次のように加える。

(7) 県内市町村の定住に係る住宅取得補助金等の交付申請、交付決定通知の写し（県外からの定住世帯のうち県内市町村の定住に係る補助金を受ける世帯のみ）

様式第 2 号中「財団法人富山県建築住宅センター」を「一般財団法人富山県建築住宅センター」に改める。

様式第 3 号中「財団法人富山県建築住宅センター」を「一般財団法人富山県建築住宅センター」に、

・ ・	1 三世同居	万円		
	2 多子同居			
	3 バリアフリー			
	4 耐震			
	5 アスベスト			
第 号	6 太陽光発電			
	7 省エネ			

を、

・ ・	1 三世代同居 2 多子同居 3 県外からの定住世帯 4 バリアフリー	万円		
第 号	5 耐震 6 アスベスト 7 太陽光発電 8 省エネ			

に改める。

様式第 5 号中「財団法人富山県建築住宅センター」を「一般財団法人富山県建築住宅センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富山県住みよい家づくり資金融資制度要綱の規定は、施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付から適用し、同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の富山県住みよい家づくり資金融資制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。